

## マスター審判員制度について

定年 65 歳か各都道府県連等の定年のどちらか高いほうを超えた審判員については、その更新時に以下の資格を選択することができる。

①永年マスター全国(または地区)組手(または形)審判員

※永年マスター審判員は有効期限がなく、更新の義務はない。

(更新講習会への参加は不要)

※永年マスターへの更新は 10,000 円とする。

※いずれの大会においても審判員はできない。

※永年マスター審判員資格では資格審査員に任命されない。

②マスター全国(または地区)組手(または形)審判員

※有効期限は 3 年間とする。

※該当の更新講習会に参加し、更新を行う。

※マスターへの更新料は受講料を含めて 15,000 円とする。

※主催者が認めた場合、審判を務めることができる。

※マスター審判員資格では資格審査員に任命されない。

③従来通りの、全国(または地区)組手(または形)審判員

★通常の更新を行えば、元の審判員資格となる。

★マスター審判員の更新切れは該当の永年マスター審判員に移行する。

★都道府県審判はマスターの対象外。

